

刑 事 事 件 ・ 少 年 事 件

第 1 刑 事 事 件

【はじめに】

刑事事件は、警察などの国家機関が私人に対して何か罪になるようなことをしたと疑いをかけて捜査、取調べを行い、さらには身柄を拘束する（逮捕）することも多々あります。

日本国憲法31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めています。

しかし、捜査や取調べを行なう捜査機関が強力な権限を持ち、かつ専門的な知識も有するのに比して、疑いをかけられた民間人は法的知識が乏しいことが多く、また権限もありません。

そのようななかで憲法31条にのっとり適正な捜査、取調べを行わせ、疑いをかけられた人の人権を保障するために弁護人を依頼する権利が保障されているのです。

刑事事件では、民事手続きほどには事務職員のかかわる仕事の領域は広くありません。ただ、緊急性が求められる場合が多いので、刑事手続きの流れをよく理解しておくことが大切です。また刑事事件ということになれば、被疑者の名誉や人権、家族のプライバシーなどに関して細心の注意を払う必要もあります。

1、刑事事件の流れ

〈捜査・逮捕〉

刑事事件は捜査機関（警察等）が犯罪の通報を受けて、捜査を行なうことから始まります。

そして罪を犯したと疑わしい人（被疑者）を見つけたら、警察は取調べを行ないます。被疑者の身柄を拘束しておく必要がある場合は逮捕をします。

ア 通常逮捕（逮捕状による逮捕）… 警察は裁判所に対して逮捕令状を請求し、それをもつ被疑者を拘束します。逮捕状は被疑者に示さなければなりません。

イ 緊急逮捕… 死刑または無期若しくは長期3年以上の懲役・禁固にあたる罪を犯したと疑うに足りる充分な理由がある場合で、逃亡などのおそれがある被疑者について、急を要し、裁判官の逮捕令状を求めることができないときに認められる逮捕です。ただし、この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければなりません。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。

ウ 現行犯逮捕… 現に罪を行い、または現に罪を行い終わった者、若しくはそう断定するに足る者は、逮捕状がなくても逮捕をすることができます。

また、現行犯逮捕は、一般私人によっても許されます。その場合は、直ちに警察へ引き渡さなければなりません。

〈接見交通〉

拘束されている者と外部の者が面会することを「接見」といい、物品の授受をすることを「交通」といいます。

弁護人は、拘束されている被疑者・被告人と立会人なくして接見することが許されています（秘密交通権）。弁護人以外の者の接見交通には、立会人が同席し、回数・時間に制限があります。

！逮捕された後、勾留請求がなされる前は、弁護人以外の者は面会することができません。

〈送 検〉

警察が身柄を拘束して取調べを行うことができるのは逮捕してから48時間以内で、そのあとは身柄を検察庁に送らなければなりません。これを送検（検察官送致）といいます。

送検先の検察庁は事案によって地方検察庁（地検）の場合と区検察庁（区検）の場合があります。地検は地方裁判所に、区検は簡易裁判所に対応しています。

！簡易裁判所の管轄になるものは、罰金以下の刑にあたる罪、選択刑として罰金が定められている罪などの事件です。

〈勾留請求〉

検察庁で、検察官が身柄を拘束して取調べができるのは、身柄が送られてきてから24時間以内です。この24時間が経過すれば検察官は被疑者の身柄を釈放しなければなりません。しかし、罪障隠滅・逃亡のおそれなどがある場合には裁判所へ勾留請求を行い、10日間の勾留が認められます。この勾留はさらに10日間延長が認められます。

〈起 訴〉

逮捕されてから最長で23日の間に検察官は被疑者を釈放するか裁判にかける（起訴する）かどうかを決めなければなりません。証拠不十分などで裁判にかけない（不起訴）ということになれば、この時点で被疑者は釈放されます。

起訴をされた段階で、被疑者は被告人と呼ばれるようになります。

〈保釈請求〉

起訴する段階で検察官から身柄が釈放され、在宅起訴という形にならない限り、起訴後、被告人の身柄は拘束されたままです。そのような場合、被告人は裁判所に対して保釈請求を行い、請求が認められれば身柄は釈放されます。

〈公判・判決〉

公判が始まり、判決が言い渡されます。事案によっては公判の前に非公開で争点整理を行う場合があります（公判前整理手続）。

！公判前整理手続…事前に被告人・弁護人側もどのような証拠を請求するのかを裁判所に示し、どのような点について争うのかを明らかにしたうえで、その点について集中して審理をすすめるというものです。

！刑罰の種類…死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料

〈上 訴〉

判決に不服であれば、控訴・上告の手続きを行なうこととなります。刑事事件も民事事件と同じく三審制です。第一審は簡易裁判所または地方裁判所が管轄になります。児童福祉法違反などで家庭裁判所が管轄になる場合もあります。

しかし、民事事件と違うところは、一審判決が簡易裁判所で言渡されても、控訴審は高等裁判所で行なわれます。高等裁判所の裁判に不服であれば最高裁判所に上告することとなります。

2、弁護人制度

被疑者（公訴提起前に捜査を受けている者）や被告人（公訴の提起を受けた者）は裁判で有罪が確定するまでは無罪の推定をうけます。

被疑者や被告人が間違っ​​て犯人にされたり、不当に重く処罰されたり、適正な捜査や公判手続きを受けられないということがあってはなりません。強大な組織と権限を持つ警察や検察に対して、被疑者・被告人は法律知識や経験に乏しく、また身体を拘束されたりして心理的圧迫を受けている場合がほとんどです。

そこで、有利な証拠を収集したり意見を述べたりして、これらの者の立場から真実を明らかにし、的確に防御権を行使する為​​に弁護人を依頼する権利があります。弁護人は原則として弁護士の中から選任します。

〈国選弁護人〉

弁護人を依頼する権利は、すべての被告人及び身体を拘束されている被疑者の憲法上の権利であり、法はさらに身体を拘束を受けていない被疑者についても弁護人選任権を認めています。

しかし、貧困な被疑者・被告人は、事実上、弁護人を選任できないおそれがあるし、犯罪があまりにも凶悪であるなどの事情で弁護人の引き受け手がない場合もあります。

従来、被告人にのみ国選弁護人制度の利用が認められていましたが、平成18年10月から「被疑者国選」制度が導入され、一定の重大犯罪の容疑を掛けられた被疑者にも被疑者段階から国選弁護人が選任されるようになりました。なお、平成21年4月からは一定の重大犯罪に限らず、必要的弁護事件の被疑者に国選弁護人が就く形で拡大されていくことになっています。

！一定の重大犯罪とは死刑又は無期もしくは短期1年以上の懲役もしくは禁固に当たる事件

！必要的弁護事件とは死刑又は無期もしくは長期3年を超える懲役もしくは禁固にあたる事件

〈私選弁護人〉

被疑者や被告人、あるいはその家族が直接私費で弁護人を選任します。

① 弁護人選任できる者

被疑者や被告人本人だけでなく、その配偶者や法定代理人、直系の親族、兄弟姉妹も選任することができます。

② 弁護人選任届（弁護）の作成

弁護人選任届は、選任する者と選任される者（弁護人となろうとする者）が連署、押印をします。選任する者が身柄を拘束されている被疑者・被告人の場合は、指印を押印のうえ、拘置所・留置場の係員から指印証明をもらいます。

！指印証明…指印が本人のものに間違いがないという証明です。

！作成時の注意…起訴前の場合 被疑者〇〇〇〇、〇〇被疑事件

起訴後の場合 被告人〇〇〇〇、〇〇被告事件

③ 弁護人選任届の提出先

起訴前であれば担当の警察署または検察庁に提出します。

起訴後は起訴されている裁判所の係属部に提出します。

！被疑者段階で弁護人選任届を警察または検察庁に出しておけば、起訴後に裁判所に改めて出す必要はありません。

！別の事件で起訴された場合は事件ごとに弁選を提出する必要があります。また控訴されてもしくは控訴して二審または三審に移った場合は、その審級ごとに改めて弁選人選任届を提出しなければなりません。

④ 弁護人が複数選任された場合

弁護人のなかで主任弁護人を決めて「主任弁護人届」を裁判所の係属部へ提出しなければなりません。

〈当番弁護士とは〉

警察などに逮捕されて弁護士に相談や依頼をしたくても知り合いの弁護士がいないような場合、弁護士会刑事弁護センターでは、被疑者が適正な取調べを受けたり、事件について相談したりできるように交替で弁護士を待機させ、そのような要請のあるところに出動する制度があります。主として、被疑者国選制度が認められていなかった時代に、被疑者として身柄拘束を受けた人の権利を守るために弁護士会の手弁当で作られた制度です。

今後は、一定の重大事件について被疑者国選制度が導入されたことから、平成21年まではそこからもれる被疑事実で拘束されている被疑者に対して弁護士が派遣されることとなります。

〈私選弁護人選任申出とは〉

被疑者国選制度が導入されるに当たって、その要件として

①私選弁護人選任申出前置（但し、②に該当する場合は①の手続き省略）

②無資力要件（そのものに属する現金、預金その他これらに準ずる資産の合計が50万円未満であること）が課されました。

従って、被疑者国選該当事案で50万円の資力がある被疑者は弁護士会に申し出をして私選弁護人となろうとする者との接見を経る必要性があり、①そのような弁護人が不在である②弁護人が面会に行ったが弁護士費用で折り合いがつかない、弁護士費用が捻出できないなどが合った場合に被疑者国選による弁護人選任の手続きとなります。

このような私選弁護人紹介申出についても、従前の当番の名簿と一緒に回すこととなることから、各事務所に対して当番弁護担当日に派遣先の連絡がある場合、被疑者国選対象事件でも当番弁護の申し込みで接見に行く場合は私選前置の可能性が高い。（ただ、親族等からの申し込みの場合には、上記資力要件から本人が既に資力申告書を作成して被疑者国選制度の申し込みを行なっている場合もある。）

当番弁護に行った後、私選弁護人として就くことができない場合には、不受任通知を被疑者に交付し、弁護士会に報告します。

3、逮捕から第1回公判まで

〈弁護士に依頼の連絡があったとき〉

捜査段階で被疑者が逮捕・勾留されて、弁護士に依頼の連絡があり、弁護士が不在である場合、どんな容疑で、いつ、どこの警察に逮捕されたか、担当係官は誰か、どこに留置・勾留されているかを聞いておくことが大切です。

〈勾留状謄本の請求〉

弁護人としては勾留状がどういう理由で発令されたか知る必要があります。

捜査段階では、被疑者がどのような被疑事実で捜査されているのか、被疑者自身が正確に理解していないこともあります。そこで勾留状を発した裁判所に勾留状謄本を請求します。

- ！ 弁護人選任届を提出していないと請求できません。
- ！ 請求にあたっては、勾留された日を確認しておく必要があります。
- ！ 申請費用は無料です。
- ！ なお、被疑者国選弁護の場合は、その選任の際に勾留状謄本が交付されます

〈起訴状の入手〉

私選弁護の場合→被告人から起訴状謄本を入手するか、裁判所で謄写をします。

被告人国選弁護の場合→法テラスより「国選弁護人候補指名通知依頼書」とともにFAXにて送られてきます。

被疑者国選弁護から被告人国選弁護となった場合→裁判所から写しを交付してもらえます。

扶助から被告人国選弁護となった場合→裁判所から写しを交付してもらえます。

4、示談交渉

弁護人の仕事に被害者との示談交渉があります。

被疑者や被告人が自分の犯した罪について反省し、被害者に謝罪し、被害弁償などをする意向を示した場合、弁護人は被害者にその意向を伝え、示談交渉を行います。示談交渉は起訴前に行うこともありますし、起訴後に行うこともあります。起訴前に示談交渉をする場合、被害者の氏名や住所がわからない場合があります。そのような場合は捜査を担当している検察官に連絡をとる必要があります。

なぜ、このような示談交渉が必要かといえ、一つは親告罪といって被害者が告訴しなければ成り立たない犯罪があります。そのような場合、被疑者が被害者に謝罪し、被害弁償することによって、被害者が、加害者である被疑者を許して告訴を取り消す場合があるからです。

告訴が取り消されると、親告罪の場合は被疑者は起訴されず、身柄も釈放されます。また、起訴されて裁判になった場合は、被告人が罪を反省し、被害者もその気持を受け取っているということを裁判官にわかってもらう証拠にもなります。

5、略式手続

検察官が公訴の提起（起訴）と同時に裁判所に対して略式命令の請求をした場合、裁判所は公判を開かずに「略式命令」を発することができます。

これは50万円以下の罰金または科料が科される事件に限られます。略式命令は簡易裁判所に対して請求されます。略式命令に不服がある場合、その告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求を行うことができます。正式裁判の請求は略式命令をした簡易裁判所に対しておこないません。正式裁判の請求があると通常の公判が開かれます。

6、保釈手続

〈保釈とは〉

保釈とは、勾留された被告人に保釈保証金を裁判所に預けさせることによって保釈し、被告人の自由を確保する制度です。

保釈保証金は、被告人の逃亡を防ぎ、公判出廷などを確保させる目的があります。被告人が召喚を受けて出頭しなければ、この保釈保証金は没取されてしまいます。

裁判所は保釈申請が提出されれば、

- ① 死刑または無期懲役もしくは一年以上の懲役か禁錮にあたる罪をおかしたもの
- ② 罪証（証拠）隠滅のおそれのあるとき
- ③ 被害者などに危害を加えるおそれなどがあるとき
- ④ 氏名、住所が分からないとき

などを除いて保釈するのが原則とされています。しかし実際には保釈申請が認められないことがしばしばあります。

〈保釈手続きの流れ〉

① 申請

保釈申請書を裁判所へ提出します（横浜の場合、第1回公判前であれば令状係へ。第1回公判後であれば係属部へ）。

② 必要書類

身柄引受書（柄受 がらうけ）

これは、被告人の保証人として、被告人が公判に出廷することや保釈条件を守るようにさせるという趣旨の書面で、親、兄弟、親戚あるいは会社の上司などに引き受けてもらうことになります。

③ 求意見（きゅういけん）

保釈申請が提出されると裁判所は検察官に意見を聞きます。これを「求意見」といいます。

そのうえで裁判官は保釈するかどうか決定しますが、決定にあたって弁護人が裁判官との面会を希望すれば、裁判官は弁護人の意見も聞いて決定をします。

！裁判官と面会をするのかどうか、保釈申請書を提出する前に弁護士に確認します。

④ 保釈決定後の手続き

保釈許可の決定があれば、裁判所担当部で保釈許可決定謄本と保管金提出書を受け取ります。そのあと保管金提出書に弁護士名などを記入・押印して、裁判所会計係へ保釈保証金を納付します。

⑤ 釈放の時期

保釈保証金が納付されると、会計から当該担当部へそのむね連絡をし、裁判所から検察庁へ通知され、担当検察官が保釈指揮書を作成し、被告人が勾留されている施設（拘置所または警察署）へ保釈指揮書が送られて身柄が解放されます。

そのとき被告人の家族が迎えに行くことも多いので、何時ごろに身柄が釈放されるのか確認しておくのがいいと思います。

〈準抗告（じゅんこうこく）〉

保釈許可決定に対して検察官が不服である場合、検察官は準抗告の申立てをすることができます。準抗告の申立てがあっても保釈はできますが、検察官は執行停止の申立てを通常おこないませんので、それが認められると準抗告の申立てが却下されるまで身柄は解放されません。

検察官の準抗告の申立てが認められた場合には保釈はできません。

なお、保釈却下決定に対して被告人から準抗告の申立てをすることができます。

7、記録の閲覧・謄写

〈公判第1回前の捜査記録の閲覧・謄写〉

起訴後、第1回の公判までに弁護人は裁判の準備をしますが、それに不可欠なのが事件の捜査記録です。検察官は捜査記録を証拠として裁判所に提出するために整理をしたうえで、弁護人に提出してもいいかどうか（同意するかどうか）意見を聞く必要があります。

そこで、弁護人は捜査記録が整理されたら、その記録を閲覧し、必要な場合は謄写をします。

〈公判第1回以降の捜査記録の閲覧・謄写〉

弁護人が同意した捜査記録は裁判所に提出されますから、第一回公判以降にそれを閲覧・謄写するときは裁判所に閲覧・謄写申請をします。

弁護人が同意しなかった捜査記録は裁判所に提出することができませんから、記録は検察庁にあります。したがって、第一回公判以降であっても検察庁で閲覧・謄写をしなければなりません。手続きは第一回公判前と同じです。

〈公判第1回後の公判記録の閲覧・謄写〉

裁判所は公判について手続きに関する記録（手続調書）を作成します。また証人や被告人を尋問した時には尋問調書を作成します。これらの公判記録の閲覧・謄写は裁判所に申請をします。

8、第1回公判から判決

〈公判から判決まで〉

① 公判と書面や証拠物の提出

民事事件では訴状に対して被告は答弁書を提出し、そのあと準備書面などを双方が提出しますが、刑事事件では、そのような書面のやりとりはあまりありません。

しかし、証拠調請求書などの書面を提出することが時にはあります。その場合、検察官にはFAXで送付してもかまいませんが、裁判所にはFAXをただけでは原則として提出したことになりません。

また弁護人が証拠物を裁判所に提出するには検察官の同意が必要です。したがって裁判所に提出予定の証拠書類などは事前に写しを検察官に届けて、同意するかどうかの意見を求めておきます。

民事事件では原告の証拠は「甲号証」、被告は「乙号証」としますが、刑事事件では、検察官の証拠のうち被告人の供述調書や経歴などが「乙号証」、その他の被害者届や関係者の供述調書、捜査記録などが「甲号証」となり、弁護人の証拠は「弁号証」として作成します。

公判では最後に検察官が論告、求刑を行い、それに対して弁護人が弁論をおこないます。

弁護人が行う弁論は「弁論要旨」という書面にして裁判所に提出します。

② 判決

判決言渡日には控訴申立書、実刑判決の場合にそなえて再保釈申請、身柄引受書を用意する必要があるかどうか確認しておきます。

なお、第1審判決言渡日は原則として、被告人、弁護人が出頭します。

！刑事裁判では、判決謄本は申請をしないと交付されません。

判決謄本の交付費用は、1枚につき60円が必要となりますので、いくら必要となるのか裁判所へ確認をします。

〈保釈保証金の取り戻し〉

判決が言い渡された後、保釈保証金を取り戻します。

無罪判決の場合、執行猶予付判決の場合は判決言い渡しの日に取り戻せます。

実刑判決の場合は被告人が収監されたあとになります。被告人の収監が判決の日でない場合もあるので、確認します。

※即決裁判手続とは

検察官は、公訴を提起しようとする事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件は除く）について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは被疑者の同意を条件として、公訴の提起と同時に書面により即決裁判手続の申立をすることができるとされています。

判決は原則として即日に言い渡され、有罪判決であっても、懲役又は禁錮の判決を言い渡すときは必ず執行猶予が付けられることになります。

9、判決言渡後の手続（上訴手続）

第一審判決に不服であれば、高等裁判所宛の控訴状を原審裁判所へ提出します。

控訴提起期間は、判決を言渡（告知）された日の翌日から起算して14日以内とされています。

！民事事件の場合、判決言渡があると判決正本が裁判所から交付されるか、特別送達により送られ、その送達を受けた日（判決を受け取った日）の翌日から14日以内に控訴をすればよいのですが、刑事事件の場合は、判決は特に請求したときに謄本が交付されるだけですので、控訴提起期間について注意が必要です。

！控訴については、原審弁護人にも控訴権があるため、控訴申立することができます。

！第一審の弁護人は、一審判決について控訴や保釈請求はできますが、控訴審の弁護人となるには、新たな弁護人選任届が必要です。

〈控訴に伴う保釈手続（再保釈）〉

① 保釈中の被告人に一審で実刑判決が言渡された場合、被告人の収監前または控訴に基づき再保釈の請求をすることができます。

再保釈許可の決定があった場合、裁判所の許可により、一審の時に納付した保釈保証金の全部または一部はすで納付されたものとして、再保釈の保証金に充当することができますので、再保釈保証金を納付する際には、前の保釈保証金の受領証書を必ず用意します。

再保釈をした弁護人が一審の弁護人と異なる場合は、一審の弁護人から受領証書を預るようになります。

② 再保釈で充当した保釈保証金の取戻し

再保釈の保証金の取戻が出来る金額は、高裁に実際納付した金員（保証金）しか取り戻すことが出来ません。一審で納付した保釈保証金は、一審の裁判所で取り戻すことになります。

〈控訴趣意書〉

控訴申立後、裁判所から控訴趣意書差出最終日通知書が送達されてきます。そこに記載されている差出最終日までに控訴趣意書を、必要部数を確認のうえ高等裁判所に提出します。

この指定日までに控訴趣意書を提出しなかったら控訴が棄却されて刑が確定してしまうので注意が必要です。なお、特別な事情がある場合、裁判所に申出れば控訴趣意書差出最終日を変更してもらうことができます。

〈上告審〉

控訴審の判決に不服な場合は最高裁判所に上告をすることができます。

上告期間は、控訴審の判決が言い渡された日の翌日から14日以内です。

その間に最高裁判所宛の上告申立書を控訴審の判決を言い渡した高等裁判所に提出します。

上告申立て後、最高裁判所から上告趣意書提出最終日通知書が送達されてきますので、最終提出日までに上告趣意書を最高裁判所に提出しなければなりません。その期日までに上告趣意書を提出しないと上告が棄却され、控訴審の判決が確定します。

上告申立ては、一審または二審の判決が憲法に違反していること、憲法の解釈に誤りがあること、最高裁判所などの判例に反しているなどの理由がなければできません。最高裁判所が、上告申立にそのような理由がないものと判断した場合は公判は開かれず、上告棄却の判決が言い渡されます。

第2 少年事件

1、少年法の理念

- ① 保護主義・・・少年の健全育成のため、要保護性の有無によって処分を決めます。
単なる「甘やかし」ではありません。
- ② 少年事件の場合、裁判ではなく家庭裁判所で「審判」という言い方になります。
- ③ 保釈制度はありません。

2、少年事件とは

少年事件とは、刑罰法令に触れる行為をした未成年者に対する法の手続きのことです。ここでいう「少年」とは男子女子の区別なく、20歳未満の者を指します。成人の犯罪とは取扱いが違うので、正確には「少年保護事件」といいます。

〈少年の種類〉

少年法の対象となるのは以下の3種類です。

- ① 犯罪を犯した14歳以上20歳未満の少年である「犯罪少年」
- ② 刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為のとき14歳未満であったため、罪を犯したことにならない少年である「触法少年」
- ③ 将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年である「ぐ犯少年」

3、少年事件手続の概要

〈被疑者段階〉

- ① 成人の手続と基本的に同じです
- ② 弁護士は「弁護人」として活動します。
- ③ 裁判所が勾留決定をすれば、勾留状謄本を請求する事ができます。
- ④ 「勾留に代わる観護措置」制度があり、少年本人は、警察署ではなく、少年鑑別所に収容されて取り調べを受けます。(勾留の延長は認められていません)
- ⑤ 犯罪少年事件は、すべて家庭裁判所に送致されます(全件送致主義)。

〈家裁送致後〉

- ① 検察官が裁判所に事件を送致すると、観護措置決定がなされます。
- ② 少年本人の収容場所は、少年鑑別所です。
- ③ 観護措置の期間は、原則2週間ですが、特に継続の必要があるときは2週間の延長が可能です。ただし、特別の条件があるときは、更に2回更新出来ます。(最長8週間)
- ④ 事件名 ○○保護事件
- ⑤ 期日 審判期日
- ⑥ 弁護士は「付添人」として活動します。

！被疑者段階で弁護人選任届けを提出していても、さらに「付添人選任届」を家庭裁判所に提出しなければなりません。

4、少年審判に関係のある人々

〈家庭裁判所調査官〉

家庭裁判所が少年事件を受理すると、裁判官は家庭裁判所調査官に調査を命じます。調査官は心理学、社会学、教育学等を専攻し専門的知識を活かし、少年の性格や生育環境の調査などを行います。調査官は調査の結果をまとめて報告書を作成し、裁判官に提出します。

〈検察官〉

14歳以上の少年が殺人、強盗などの罪を犯した場合に、家庭裁判所は必要があると認めるときは検察官を審判に出席させる決定をすることがあります。

〈付添人〉

少年事件において付添人は重要な役割を果たします。

付添人を選任することができるのは、少年及び保護者です。弁護士が選任されることが多いのですが、裁判所の許可があれば弁護士でなくてもなることができます。

付添人は、刑事事件における弁護人とはその性格を異にし、少年の正当な利益を守り、適正手続の実現を図る役割という弁護人的性格を有するとともに、家庭裁判所の審判に協力するという意味での協力者的性格を有すると解されています。

また、家庭裁判所が、審判に検察官を出席させる決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、国選付添人が選任されます。

〈鑑別技官〉

鑑別所に入所した少年に対し心理テストなどを行い、鑑別結果通知書を作成して家庭裁判所へ送付します。これは、審判のために資料となります。

5、審判の手続

少年事件では、家庭裁判所で「審判」が行われます。

審判は、少年が本当に非行を犯したかどうかを確認したうえ、少年に対する処分を決めるための手続です。成人の刑事裁判での公判手続に当たるものですが、その手続、内容は大きく異なります。

たとえば、成人の刑事裁判は公開されますが、少年審判は非公開で行われ、一般の人が傍聴することはできません。審判には、少年と保護者、裁判官と裁判所書記官、家庭裁判所調査官、付添人、学校の先生、雇い主などが出席します。また、裁判所の判断で検察官を出席させることもあります。

裁判官は、少年が再び非行を犯さないよう、また人間的に成長するには何が必要かといったことを考えて最終的な処分を行います。

なお、審判までの調査の結果、非行が軽微であったり、本人が十分に反省をしており、立ち直りが期待できると裁判官が判断したときなどには、審判を開始せずに手続を終了させることもあります（「審判不開始」）。

6、処遇の決定

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。

処分の種類としては、大きく分けて

- ①「保護処分」
- ②「不処分」
- ③「検察官送致」（逆送）があります。

上記①の保護処分には以下のとおり3種類の処分があります。

ア 保護観察官や保護司が指導監督や援護を行う「保護観察」

イ 少年が健全なものの考え方や規則正しい生活習慣などを身に付けることができるように施設でしばらく指導を行う「少年院送致」

ウ 児童福祉法上の施設における生活が必要な場合の「児童自立支援施設・児童養護施設送致」

②の不処分は、保護処分に付する必要まではないということで、裁判官が訓戒などの指導をしたうえで処分をしないというものです。

③の検察官送致（逆送）では、少年が罪を犯したときに14歳以上であった場合、事件の内容などから、刑事裁判によって処罰するのが適当であると判断されると、事件が検察官に送致されます。この場合、検察官は少年を地方裁判所または簡易裁判所に起訴し、成人同様の刑事裁判手続きがとられます。

これ以外に、「試験観察」という措置がとられることがあります。これは中間的な処分であり、家庭裁判所の調査官が少年の行動を一定期間観察してから最終的な処分が行われます。

7、記録の閲覧・謄写

① 記録の閲覧

付添人は、審判開始決定前には家庭裁判所の許可をえて、また、審判開始決定後は許可を要せずに、少年事件の記録及び証拠物を閲覧することができます。

② 記録の謄写

記録の謄写については許可を要します。

ただし、少年事件の記録のうち、犯罪の事実に関する「捜査記録」は謄写できますが、少年本人など関係者のプライバシーに関する「社会記録」は閲覧のみ可能で謄写はできません。